



子ども手当 支給スタート

平成 22 年
4 月から

次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを社会全体で支援することを目的に「子ども手当」が創設されました。



受けるための手続きは必要？

平成 22 年 3 月末時点で「児童手当」を受けている場合

自動的に「子ども手当」へと継続されます。手続きは必要ありません。

平成 22 年 3 月末時点で「児童手当」を受けていて、新中学 2・3 年生の子どもがいる場合

手続きが必要です。該当する世帯へ申請書等をお送りします。

平成 22 年 3 月末時点で「児童手当」を所得制限により受けていない場合

手続きが必要です。該当する世帯へ申請書等をお送りします。

平成 22 年 4 月現在、中学 2・3 年生の子どものみがいる場合

手続きが必要です。該当する世帯へ申請書等をお送りします。

公務員の場合

児童手当と同じく職場からの支給となります。職場で手続きしてください。



どんな制度？

もらえるのはどんな人？

中学校卒業までの子どもを養育している人
(所得制限はありません)

父と母が共に養育している場合は、家計において中心な役割を果たしている人(所得が高い人)が受給者になります。

いくらもらえるの？

中学校卒業までの子ども 1 人あたり月額 13,000 円
もらえます(平成 22 年度)。

いつもらえるの？

平成 22 年度の支給予定日は次のとおりです。

6 月 15 日(火) ... 4 月・5 月分

(平成 22 年 3 月時点で児童手当を受けている人には 2 月・3 月分の児童手当もあわせて支給します。)

10 月 15 日(金) ... 6 月～9 月分

平成 23 年 2 月 15 日(火) ... 10 月～平成 23 年 1 月分

児童手当と子ども手当は両方もらえるの？

3 月までは児童手当、4 月以降は子ども手当になります。両方もらえる月はありません。

- * 住民票に子ども手当の対象児童が含まれていて、申請が必要な世帯には申請書類をお送りします。(4 月 2 日頃発送予定)
- * 別居している子どもがいる場合は、申請書類をお送りすることができませんので、個別に福祉課へお知らせください。
- * 該当するはずなのに申請書類が届かない場合は、福祉課までお問い合わせください。



手続きが必要な人は、忘れずに申請をしてください。

受付期間 4 月 5 日(月)～30 日(金)
(月～金曜日 8:30～17:15、木曜日は 19:00 まで延長)

申請窓口 福祉課(大仁庁舎内)
市民サービス課
(伊豆長岡庁舎・葦山庁舎)



問合せ 福祉課 電話 0558 76 8008

申請に必要なもの

【平成 22 年 3 月末時点で児童手当を受けていない人】
子ども手当認定請求書
印鑑
請求者名義の預金通帳
請求者の保険証(厚生年金・共済年金に加入の人のみ)

【平成 22 年 3 月末時点で児童手当を受けていて新中学 2・3 年生の子どもがいる人】
子ども手当額改定認定請求書
印鑑

後期高齢者医療の

保険料変更

所得割率
7.11%
均等割額
36,400円

制度開始から二年間が経過しました。保険料率は二年ごとに見直しをするため、平成二十二年・二十三年年度の保険料率(所得割率、均等割額)を次のとおり決めました。保険料率上昇の理由は、一人あたりの医療給付額が増加しており、財政支援だけではなく、被保険者にも相応に負担していただくことになったためです。

	平成 20・21 年度	平成 22・23 年度
所得割率*1	6.84%	7.11%
均等割額*2	一人あたり 36,000 円	一人あたり 36,400 円

*1 所得割率とは？

所得に応じて負担する保険料です。平成 21 年中の所得金額から基礎控除(33 万円)を引いた金額から、所得割率を乗じた金額が所得割金額となります。

【計算式】

(所得金額 - 330,000 円) × 7.11%
= 所得割額

*2 均等割額とは？

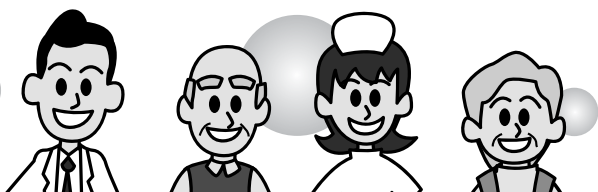
被保険者全員が負担する保険料です。

*平成二十二年度の保険料の決定(本算定)については、八月中旬に後期高齢者の被保険者全員に通知書を郵送します。

被用者保険の軽減措置が継続されます

後期高齢者医療制度に加入するまで、被用者保険(会社などに勤めている人が加入する会社の健康保険)の被扶養者として加入していた人の保険料は、平成二十二年度以降も継続し、所得割は変わらず、均等割額は九割軽減されます。

問合せ 国保年金課 電話 055(948)2905



こんなときは「国民健康保険」の

資格の届出を

次の人は、必ず市役所に届出が必要です。勤務先では、国民健康保険に関する届出はしてくれません。必要書類を持って、十四日以内に市役所で手続きをしてください。

- 対象
- 今まで国保に加入していたが、勤務先の社保に加入する人
 - 社保に加入している人の扶養になる人
 - 退職等で国保に加入する人
 - 社保に加入している人の扶養からはずれる人
 - (学)の保険証を持っていて、この三月に卒業し、(社保)に加入しない人

該当してませんか？
届出忘れずに！



届出する人
本人または同じ世帯にいる人
*別世帯の人が手続きする場合は「委任状」と届出者の身分確認できるもの(運転免許証等)が必要

持ち物
社保に加入する人 健康保険等加入連絡票または健康保険証、国民健康保険証、認め印、年金手帳
(勤務先に提出した場合は不要)
国保に加入する人 健康保険脱退連絡票、年金証書(年金受給者のみ)、認め印、年金手帳
学で卒業後社保に加入しない人 国民健康保険証、認め印

*学の保険証をもっている人(学生)で、本市以外に住居登録している人で、就職して健康保険に加入する場合は、手続きが必要です。健康保険に加入の予定が無く、国民健康保険に加入する人は、手続きと住民登録している市区町村の国民健康保険に加入する手続きが必要です。
届出先 国保年金課(伊豆長岡庁舎)
大仁・葦山市民サービス課

問合せ 国保年金課
電話 055(948)2905